

仕様書

1. 件名

能代公共職業安定所ほか3所における窓口案内システムの更新

2. 概要

能代公共職業安定所ほか3所における窓口案内システム機器一式の購入、搬入・設置・接続調整作業及び既存機器一式の撤去、引取り作業を委託するもの。

3. 履行場所

- (1) 能代公共職業安定所（能代市緑町 5-29）
- (2) 大館公共職業安定所（大館市清水一丁目 5-20）
- (3) 大曲公共職業安定所角館出張所（仙北市角館町小館 32-3）
- (4) 横手公共職業安定所（横手市旭川一丁目 2-26）

以下、(1)を「能代所」、(2)を「大館所」、(3)を「角館所」、(4)を「横手所」という。

4. 契約期間

契約の日から令和7年3月21日まで

納入・設置等作業については、原則として閉庁日（土曜、日曜、祝日）の8時30分から17時00分頃までとする。ただし、必要に応じて、開庁日（平日）の作業を認める場合もあるため、実際の作業にあたっては、下記9（4）現地担当者と協議のうえ決定すること。

5. 新システムの仕様等について

(1) 共通事項

- ① 設置場所は、別添図面「①能代所 配置予定図」、「②大館所 配置予定図」、「③角館所 配置予定図」、「④横手所 配置予定図」のとおりとすること。
- ② 各窓口へのスムーズな誘導のため、本契約で調達する機器により、来所者の利用目的に応じた受付カードを発券し、窓口カウンターからの番号呼出し操作に連動した音声及び各種ディスプレイを通じて、各窓口に案内を行うシステムであること。
- ③ 安定稼働の観点から、通信方式はすべて有線接続とすること。
- ④ 新規に設置する全ての機器について、据付、接続、配線、現地調整、導入時の設定作業等の付帯作業まで行い、発券機、表示モニター及び操作機が連動し、自動窓口受付システムとして正常に稼働するよう適切に処理すること。

(2) 調達数量

	能代所	大館所	角館所	横手所	合計
発券機	1台	1台	1台	2台	5台
表示器	2台	2台	1台	3台	8台
操作機	8台	8台	9台	18台	43台
ロール紙	10,000枚	10,000枚	10,000枚	20,000枚	50,000枚

※能代所・大館所の操作機のうちそれぞれ1台は予備とするため、設置は不要

(3) 機器仕様詳細

品名	仕様詳細
発券機	<ul style="list-style-type: none">・ 外寸は 345mm(W)×345mm(D)×290mm(H)程度とすること。・ 液晶モニタのサイズが 10 インチ程度のタッチパネル式とすること。・ 管理及び監視機能が搭載され、番号表示器、呼出操作機等全ての機器の制御が一律に可能なものであること。発券プリンターを内蔵していること。・ 中継器との通信方式は、安定稼働の観点から有線接続とすること。・ 発券機能はタッチパネルと一体型、外部連動型であるかは問わない。・ 1台で4業種以上の対応が可能であること。・ 発券カードには3桁の受付番号、業務内容、発行年月日、メッセージ、発券時刻および安定所名を印字できること。・ 発券カードは単券と半券仕様が選択可能であること。・ 内部機能として、当日集計、週集計及び月集計を行い、集計データを印刷できること。また、集計データは CSV 形式などで保存できること。・ その他内部機能として、呼出音声を設定できること。
番号表示器	<ul style="list-style-type: none">・ 型式について ナンバーボード式もしくは液晶モニタ式(液晶テレビは不可)とする。 能代所：液晶モニタ式2台(画面サイズ40インチ程度) 大館所：液晶モニタ式2台(画面サイズ30インチ程度) 角館所：液晶モニタ式1台(画面サイズ40インチ程度) 横手所1F：液晶モニタ式1台とナンバーボード式1台 (液晶モニタの画面サイズ40インチ程度)

	<p>横手所 2 F : ナンバーボード式 1 台 詳細は「所内配置図」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置について 別添「所内配置図」参照 取り付けの際は、現地担当者に確認の上、落下等が生じないよう強度・耐震等を十分考慮し、待合フロアから見えやすい箇所へ固定する等、最適な設置方法を採用すること。 角館所については、ディスプレイスタンドを使用すること （スタンドは 40 インチ程度のディスプレイに対応しており、設置位置の高さが 1600mm 以上あるものとする事。 耐久性、耐震性に優れ、キャスターが付いている可動式のものとする事）。 ・ 中継器との通信方式は、安定稼働の観点から有線接続とすること。 ・ ディスプレイ型の場合は、操作機からの番号呼出操作に連動した画面表示を有し、3 桁の呼出番号・窓口番号・待ち人数を表示できること。操作機からの番号保留操作に連動して、不在者番号一覧を表示する機能を有していること。 ・ ナンバーボード型の場合は、外寸 320mm(W)×60mm(D)×160mm(H)程度とすること。操作機からの番号呼出操作に連動した画面表示を有し、呼出番号が表面、待ち人数が裏面に表示できること。 ・ 番号表示、待ち状況、発券番号等が待ち椅子からでも見えやすいような色の文字、大きさで表示されること。 ・ 呼出案内表示と連動して音声出力による呼出案内が可能であり、どの窓口で呼ばれているか来庁者側が視覚的に分かるような表示が可能であること。
呼出操作機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外寸は 100mm(W)×150mm(D)×65mm(H)程度とすること。 ・ 中継器との通信方式は有線接続とすること。 ・ 操作方式はボタン入力式（電卓型）とすること。 ・ 呼出し、番号保留、処理済処理及びキャンセル処理操作を行い、待ち人数及び待ち時間を確認することができること。 ・ 手入力での番号呼出し操作ができること。 ・ 1 台の操作機からすべての業務の呼出しができること。
専用ロール紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発券カードの印字方法は感熱方式であり、1 ロール紙で 1,000 枚相当分以上発券可能であること。

(4) その他

- ① 各機器の設置に際して必要となる付属機器や接続ケーブル、消耗品等についても、仕様及び数量に応じて必要な数量及び金額を積算し納入すること。
- ② 導入時の各種設定内容（業務数、表示・印字内容等）は、現場責任者との打ち合わせの上決定すること。
- ③ 導入時に新システムの操作手順を記載したマニュアルを2部以上提供し、操作説明を十分行うこと。

6. 既存機器の撤去、処分作業

対象品は以下のとおり。

各機器附属品、接続ケーブル等も取り外し、全て回収、引取ること。

	能代所	大館所	角館所	横手所	合計
発券機	1台	1台	1台	1台	4台
表示器	1台	1台	1台	1台	4台
操作機	7台	7台	9台	8台	31台

7. アフターフォロー

- (1) 納入物品の無償保証期間は、納入後1年間（1年以上のメーカー保証期間がある場合には、当該メーカー保証期間）とする。
- (2) 調達物品に係る購入後の保証、修理、部品提供等を5年以上にわたり速やかに対応する体制があること。また、安定した運用を図るため、システムの根幹となる発券機・番号表示機・呼出操作機は国内製造品であること。
- (3) 秋田県内にメーカーのメンテナンス拠点を有し、機器の不具合発生時は、迅速に現場訪問対応ができること。

8. 留意事項

- (1) 石綿事前調査を能代所、大館所で実施済みであり、能代所において石綿含有を確認しているため、穿孔作業を行う場合はばく露及び飛散防止対策に係る費用も含めること。（大館所では石綿を確認されず。横手所の表示器設置予定場所は平成18年9月1日以降に着工した建築物のため石綿事前調査非実施。角館所はスタンド式表示器使用のため穿孔作業不要。）
- (2) 設置環境及び設置後に他の設備等に支障を与えないよう十分に調査を行うこと。
- (3) 既存機器の撤去作業については、各法令等を遵守し適切に処分すること。
- (4) 納品にあたっては、養生等を施し、納入物品・建物等にキズを付けないこと。受注者の責めに帰すべき理由により、建物や設備等を損傷させた場合は、速やかに下記9(4)現場責任者へ連絡し、受注者の負担により原状復帰すること。また、納品時に発生し

た梱包材等は、受注者の負担にて持ち帰ること。

- (5) 本業務の従事者は、業務の実施に当たり、業務上知り得た情報機密事項について、委託期間のみならず、その後においても第三者に漏洩しないこと。
- (6) 本仕様書に記載がない事項については、打ち合わせによることとする。
- (7) 作業完了時は、撤去した既存機器一式の写真及び納入品の写真（設置前、設置作業中、設置後）を請求書に添付し、提出すること。

9. その他

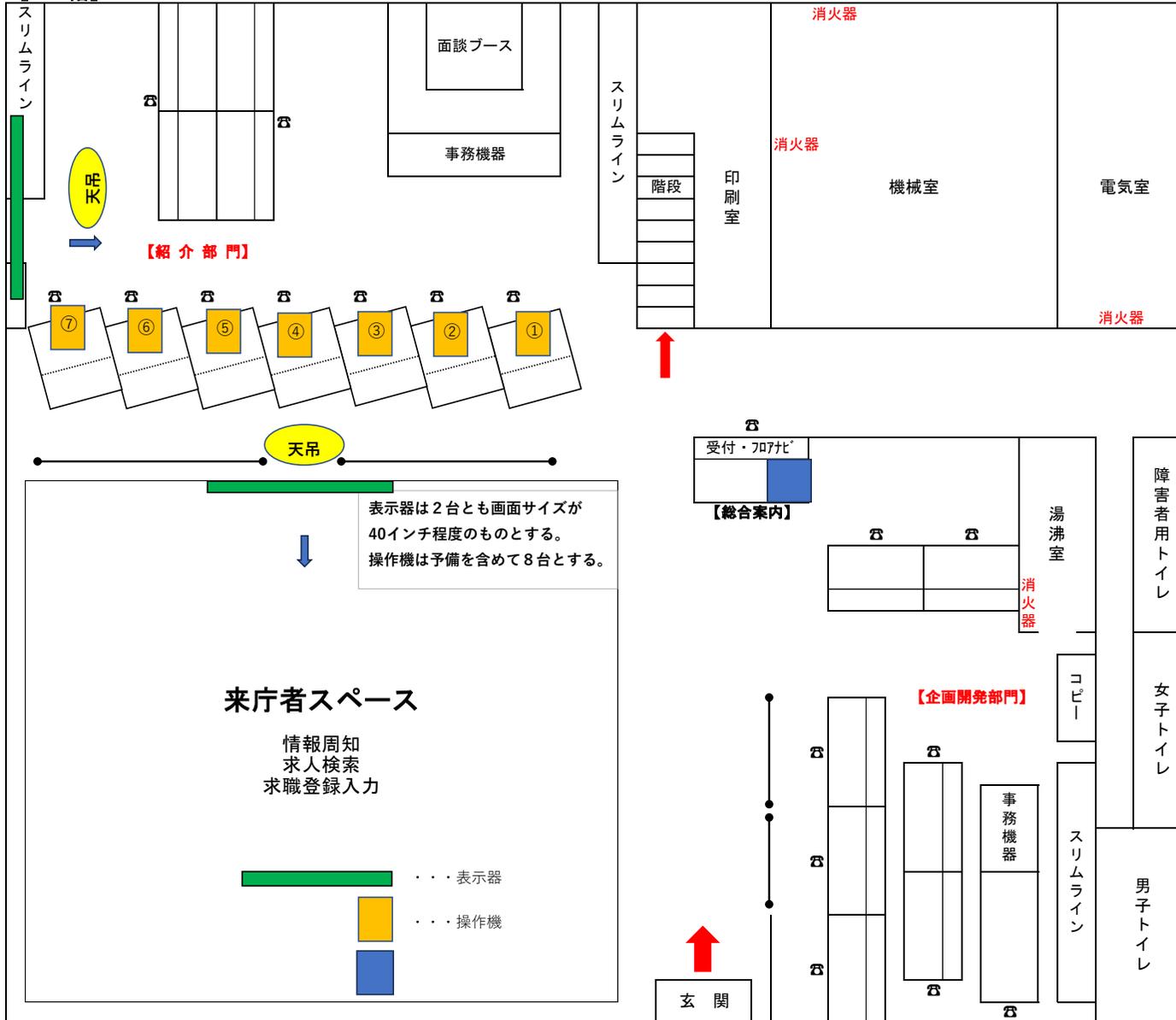
- (1) 必ず現場を確認のうえ、適正に業務を行えるか確認した上で入札書を提出すること。
- (2) 準備・調査費、運搬費、各種設置費、機器撤去費等の本業務に係る全ての経費を含むこと。
- (3) 再委託に関しては別紙のとおりとする。
- (4) 現場確認連絡先（現場責任者）

能代公共職業安定所	管理課	萩野	電話	0185-54-7311
大館公共職業安定所	管理課	成田	電話	0186-42-2531
大曲公共職業安定所角館出張所	業務係	安保	電話	0187-54-2434
横手公共職業安定所	管理課	佐藤	電話	0182-32-1165

（現場確認時は事前に連絡すること。）
- (5) 仕様に関する問い合わせ先
秋田労働局総務課会計第三係 鎌田 電話 018-862-6681

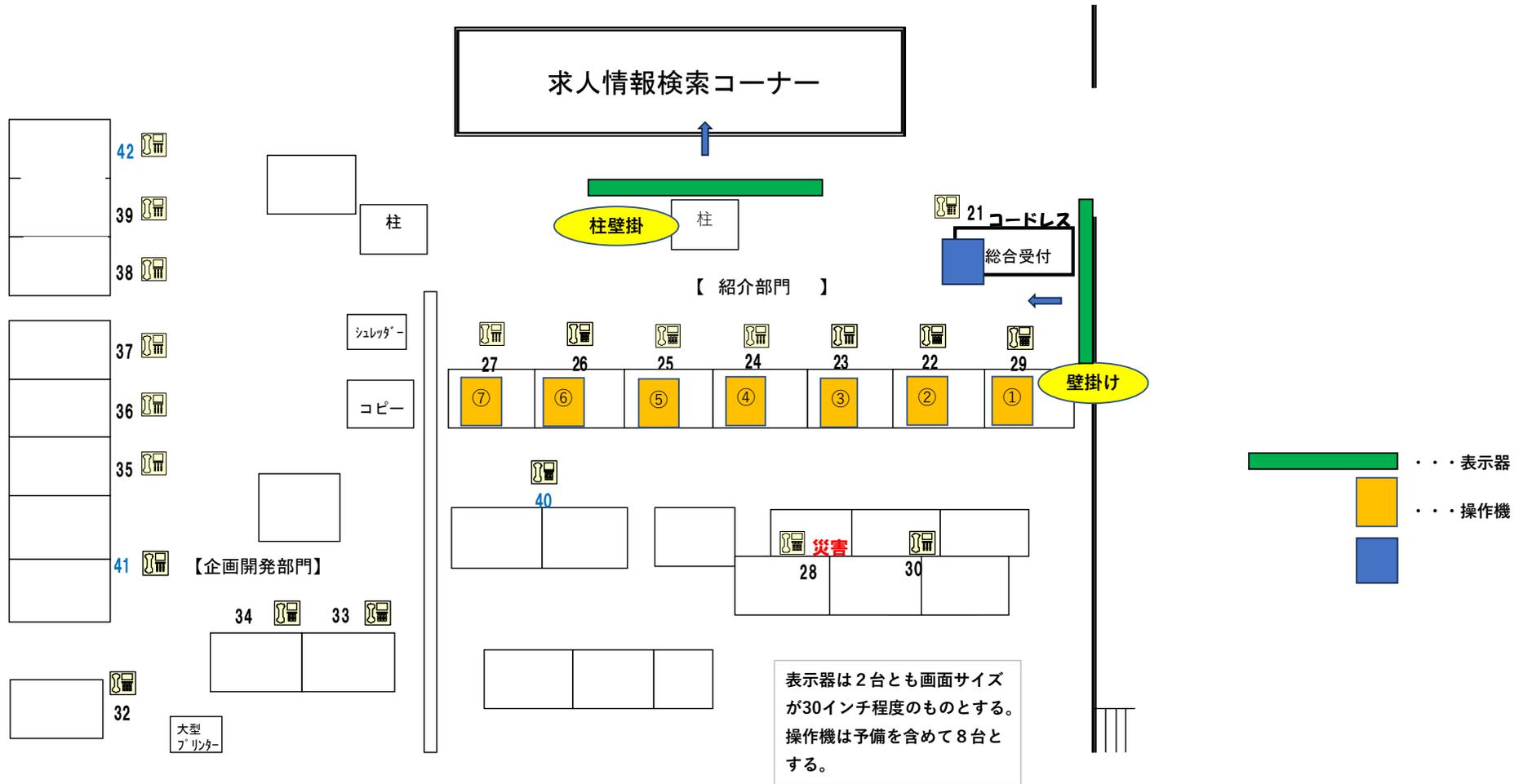
別添図面 ①能代所 配置予定図

【1 階】

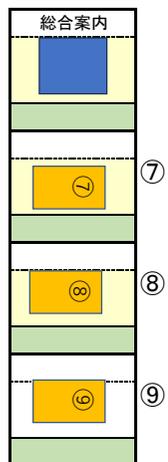
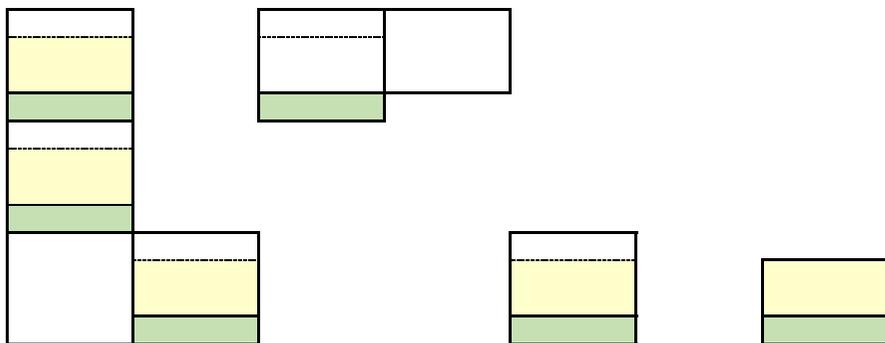
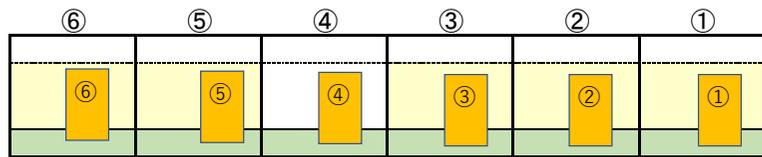


別添図面 ②大館所 配置予定図

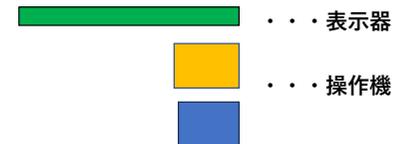
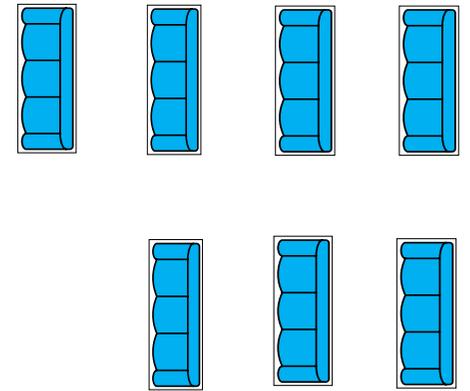
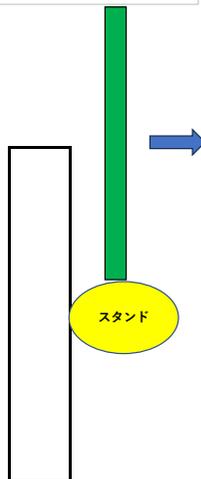
1階



別添図面 ③角館所 配置予定図

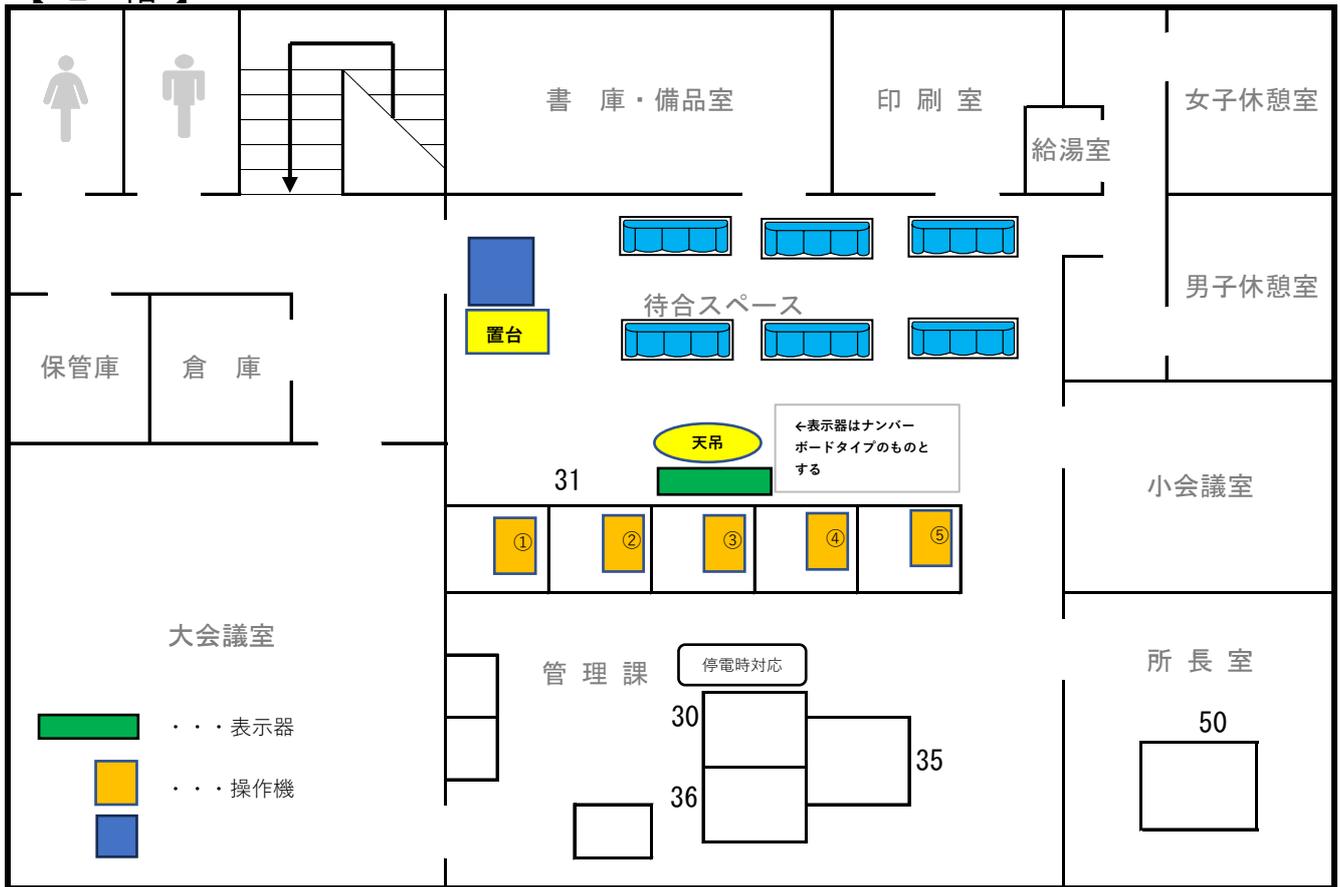


表示器は画面サイズが40
インチ程度のものとし、ス
タンドに設置すること。

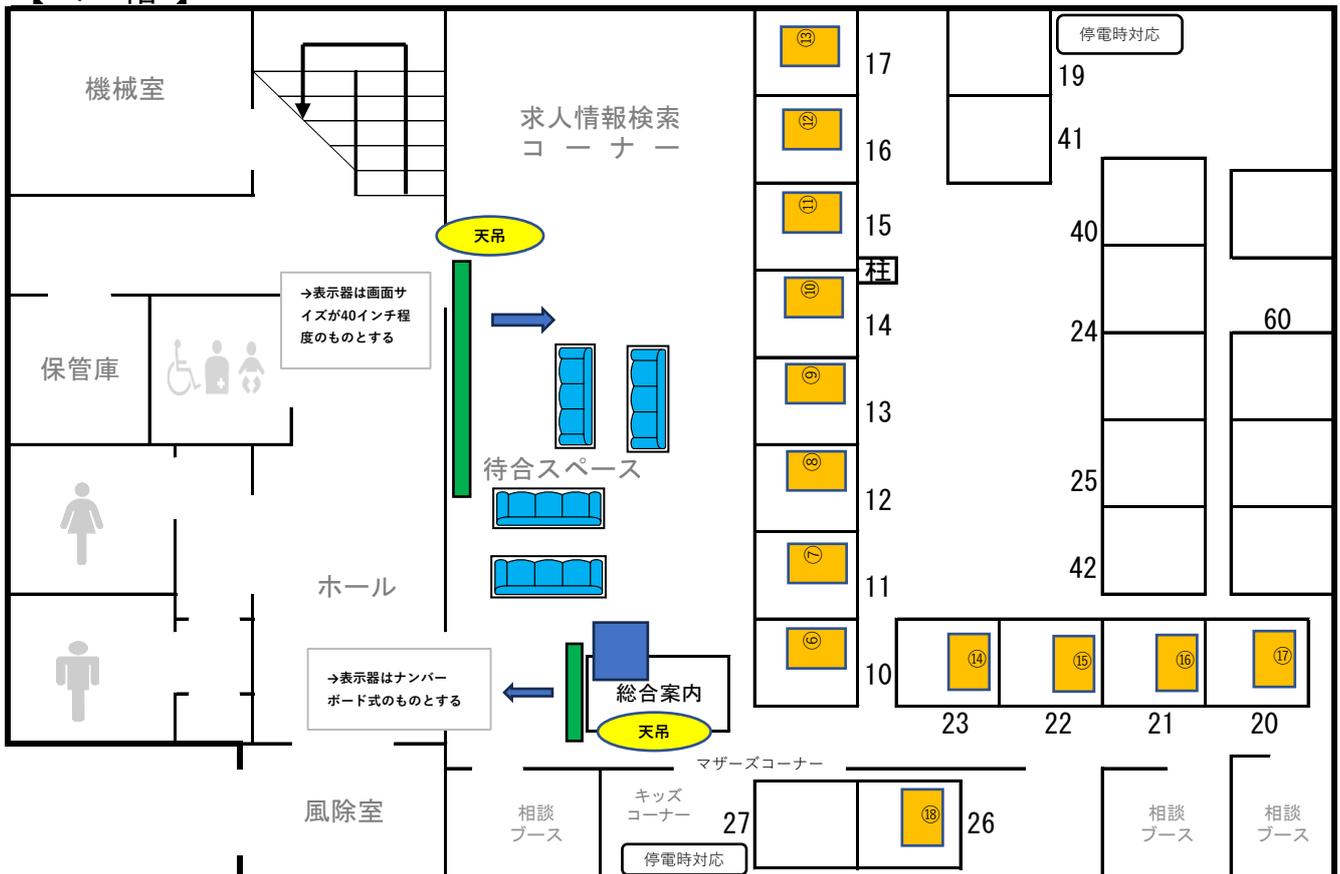


別添図面 ④横手所 配置予定図

【 2 階 】



【 1 階 】



再委託についての要件

1. 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を一括して第三者(受注者の子会社(会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

2. 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記1の(2)のただし書に該当する場合を除き、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

3. 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに契約書に定める様式により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ① 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。